

遊漁船業者総合保険 つり太郎

賠償責任保険普通保険約款 遊漁船業者特約条項

遊漁船業を営まれる事業者のみなさまのための賠償責任保険です。この保険は「遊漁船業の適正化に関する法律（第3条）」に基づき、登録されている（登録を予定されている場合を含みます。）場合にかぎり、ご加入いただけます。



【基本補償】遊漁船業者特約条項

以下の3つの補償をセットした内容になります。

賠償責任

被保険者(保険の補償を受けられる方)が次に掲げる事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 遊漁船により被保険者が行う遊漁船業の遂行に係るもののうち、遊漁船利用者(遊漁船の乗客のみなさま)の運送中に発生した偶然な事故によるその遊漁船利用者のケガに起因する賠償責任
- 被保険者が行う遊漁船業の遂行に起因する偶然な事故
- 被保険者が行う遊漁船業遂行のための施設に起因する偶然な事故
- 被保険者が遊漁の目的をもって案内する磯、波止などの釣り場において発生した偶然な事故

【お支払いする主な保険金の種類】

- (1) 法律上の損害賠償金 ①対人事故 治療費、休業損失、慰謝料 など
②対物事故 修理費 など
ただし、修理費についてはその物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
- (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（事前に損保ジャパンの書面による同意を得た費用にかぎります。）

※被保険者は、遊漁船業を営まれる事業者の方ならびにその役員および従業員の方となります。

搜索救助費用

遊漁船利用者が遊漁参加中に遭難したことにより、次の搜索救助のための費用を被保険者が負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- 搜索救助費用
- 搜索のために現地に赴く遊漁船利用者の法定相続人（2名を限度とします。）の1往復分の交通費および宿泊費（14日を限度とします。）
- 亡くなられた遊漁船利用者の遺体または負傷した遊漁船利用者の自宅までの移送費用
- その他雑費（遊漁船利用者1名につき3万円を限度とします。） など

※被保険者は、遊漁船業を営まれる事業者の方のみとなります。

傷害見舞費用

遊漁船利用者が遊漁参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として8日以上入院した場合または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは亡くなられた場合において、被保険者が損害賠償金を支払うことなく、慣習として支払う見舞金を損保ジャパンの同意を得て支払った場合に、保険金をお支払いします。

- 亡くなられた場合 10万円
- 後遺障害の場合 4,000円～10万円（障害の程度によります。）
- 入院の場合 31日以上 2万円
15日以上30日以内 1万円
8日以上14日以内 5,000円

※被保険者は、遊漁船業を営まれる事業者の方のみとなります。



【オプション補償】遊漁船利用者特約条項

以下の2つの補償をセットすることができます。

遊漁船の乗客のみなさまの賠償責任

被保険者が遊漁参加中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※被保険者は、遊漁船に搭乗する乗客のみなさまとなります。

遊漁船の乗客のみなさまの傷害

被保険者が遊漁参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって、被ったケガに対して、保険金をお支払いします。

- 亡くなられた場合 お支払限度額の全額(注1)
- 後遺障害の場合 お支払限度額の4%～100%(注1)（障害の程度によります。）
- 入院の場合 入院保険金日額×入院日数(注2)
- 通院の場合 通院保険金日額×通院日数(注3)

(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合にかぎります。

(注2) 事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。

(注3) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内で、90日を限度とします。

※被保険者は、遊漁船に搭乗する乗客のみなさまとなります。

基本契約

オプション

保険金をお支払いできない主な場合

※下記以外にも保険金をお支払いできない場合がございますので、詳細につきましては、賠償責任保険普通保険約款、遊漁船業者特約条項ならびに付帯される他の特約条項および追加条項をご確認ください。

【基本契約】

賠償責任

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。
ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

捜索救助費用

- 遊漁船利用者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者に関する費用にかぎります。

傷害見舞費用

- 保険契約者または被保険者の故意もしくはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- 遊漁船利用者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
ただし、保険金を支払わないのは、その遊漁船利用者が被った傷害にかぎります。
- 故意または重大な過失による禁漁区域または禁漁期間中の事故

【オプション】

賠償責任

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。
ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

傷害

- 故意または重大な過失による禁漁区域または禁漁期間中の釣中の事故

など

お支払限度額

契約コース				A	B	C	D	
基本契約	賠償責任	遊漁船利用者に対する賠償責任 (注1)	対人事故	1名	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
				1事故	5億円	5億円	5億円	5億円
		瀬渡し業務中の賠償責任	対人事故	1名	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
				1事故	10億円	10億円	10億円	10億円
		上記以外の賠償責任 (注2)	対人事故	1名	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円
				1事故	1億円	2億円	3億円	3億円
		対物事故	1事故	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
	捜索救助費用		1名	50万円	100万円	150万円	150万円	
	傷害見舞費用 (注3)		1名	10万円	10万円	10万円	10万円	
オプション (注4)	賠償責任		1事故	3,000万円	3,000万円	3,000万円	付帯なし	
	傷害	死亡・後遺障害	1名	1,000万円	1,000万円	付帯なし	付帯なし	
		入院 (1日あたり)	1名	2,000円	2,000円	付帯なし	付帯なし	
		通院 (1日あたり)	1名	1,000円	1,000円	付帯なし	付帯なし	
保険料例(注5) (遊漁船1隻、遊漁船の定員数10名、瀬渡しの利用定員数20名、動力船 (70馬力) の場合)				106,000円	110,000円	84,290円	83,160円	

(注1) 1名のお支払限度額 (注6) × 遊漁船の定員数 = 1事故のお支払限度額とします。自己負担額はありません。

(注2) 1名のお支払限度額 (注6) × 瀬渡しの利用定員数 (注7) = 1事故のお支払限度額とします。自己負担額はありません。

(注3) 1名のお支払限度額の設定は10万円のみです。

(注4) 「オプション補償」のみでは、ご加入はいただけません。(必ず基本契約とセットでご加入ください。)

(注5) 保険料は遊漁船の隻数、定員数、馬力、艇長などにより異なります。上記の保険料例は実際のご契約の保険料をお約束するものではありません。

(注6) 安全管理基準の見直しに伴い、令和6年度より事業者が付保する遊漁船業者総合保険 (運送中および瀬渡し業務中) の最低お支払限度額が1名あたり5,000万円になります。

(注7) 瀬渡しの利用定員数とは1回あたりの遊漁船の輸送人数ではなく、ピストン輸送で輸送した場合における、磯などの釣り場の最大利用定員数をいいます。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査などが必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項などによって構成されています。特約条項および追加条項などの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる遊漁船の定員数、瀬渡しの利用定員数などのお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更のお申し出をお願いします。

●保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回など）について

この保険（賠償責任保険）は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回など）の対象ではありません。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受けの割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法などにより、保険料が割増となる場合があります。

●分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことや、保険契約が解除されることがあります。

●保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。

●この保険の最低保険料（※）は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

（※）最低保険料とは、この保険を解約した場合に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●この保険は確定保険料方式のご契約です。保険料は遊漁船の定員数、瀬渡しの利用定員数などにより算出します。保険料算出の基礎数字となる定員数などにつきましては、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員などの数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険など、損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供などを行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社など（外国にある事業者を含みます。）に提供などを行う場合があります。なお、保健医療などのセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令などに従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者(保険証券の被保険者氏名欄に記載)の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合などのお客さまも含まれます。)は、個人に含みます。また、記名被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が記名被保険者となるご契約の場合は、「①記名被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ②業務内容欄 ③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合などのお客さまも含まれます。)は、個人に含みます。

②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除など

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●商品に関するお問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

<受付時間>

平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

<損保ジャパン公式ウェブサイト>

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター】



0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

受付時間

平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

■取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、「賠償責任保険普通保険約款、遊漁船業者特約条項、遊漁船利用者特約条項、およびこれに付帯される追加条項」または「重要事項説明書」をご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先 《取扱代理店》

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302

フリーダイヤル0120-120-201

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp/fishingboat.html>